

感染症対応かかり増し経費補助金 Q & A

7月29日改定

1 対象事業所について

Q 1 県内の事業所が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する事業所も対象か。

A 対象外です。

政令指定都市及び中核市は、各市で同様の事業を実施しています。各市の障害福祉担当課にお問い合わせください。

Q 2 当法人は、法人本部は川口市（中核市）に所在するが、事業所は川口市に1箇所、戸田市に1箇所の計2箇所ある。

この場合、どのように申請すればよいのか。

A 事業所の所在地に基づき申請することになります。そのため、川口市の事業所は川口市に、戸田市の事業所は埼玉県に、それぞれ申請してください。

Q 3 当事業所は、共同生活援助（グループホーム）事業所としてさいたま市（政令市）に所在しており、複数の住居を展開している。

一部の住居は上尾市にも所在しているが、上尾市に所在する住居の分は埼玉県に申請できるのか。

A 申請できません。

共同生活援助は、住居の所在地ではなく事業所の所在地に基づき申請してください。

お問合せの場合は、さいたま市に申請することになります。

Q 4 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごと、別々に申請してよいか。

A 同一法人については、全ての事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申

請してください。

Q 5 当施設は、障害者支援施設として生活介護と就労継続支援 B 型のサービスも実施している。

この場合、施設入所支援として申請できる他、生活介護と就労継続 B 型の分もそれぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。

例えば、施設入所支援を個票 1、生活介護を個票 2、就労継続 B 型を個票 3 とし、施設名や事業所番号は同じで申請することができます。

申請書類については法人で一つにまとめて申請してください。

Q 6 当事業所は多機能型事業所で、放課後等デイサービスと児童発達支援の 2 つのサービスを実施している。

その場合、事業所としては 1 箇所だが、補助金はそれぞれ申請できるのか。

A それぞれ申請できます。サービスごとに個票を作成してください。

ただし、申請書類については法人で一つにまとめて申請していただきます。

多機能事業所の場合、事業所番号は一つですので、サービスごとの個票には同じ事業所番号を記載してください。

Q 7 当事業所は、共同生活援助（日中サービス支援型）の事業所指定を受けている。事業所としては 1 箇所だが、複数の住居を展開している。

その場合、補助上限額は 1 箇所として 2 5 9 千円なのか、それとも住居数に応じて上限額も増えるのか。

A 1 箇所分になります。共同生活援助は住居数何箇所あっても、指定された事業所 1 箇所分の補助上限額となります。

2 補助の対象となる経費について

Q 8 補助対象となる経費の期間は。

A 令和4年4月1日以降にかかった経費が対象となります。

ただし、別添1(1)の①から④に該当する施設・事業所の対象経費は、感染者の発生や濃厚接触者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費)は対象となりません。

Q 9 実施要綱別添1の「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。

A 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。

<補助対象の具体例>

- 清掃業務の委託費用
- リネンサプライ等のクリーニング費用
- 対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品(使い捨ての筵・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等)の購入費用

<対象外>

要因解消以降にも使用できるものは対象外となります。

- ×消毒・清掃機器
- ×繰り返し使用可能なごみ箱など

Q10 「施設・事業所の消毒、清掃費用」は、外部事業者への委託経費だけでなく、自法人で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や、自法人で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。

A 対象経費となります。超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみるのが可能です。

Q11 実施要綱別添1の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。

A 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。

<補助対象の具体例>

○処理業務委託費用

○対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ごみ袋、ブルーシート等）の購入費用

<対象外>

要因解消以降にも使用できるものは対象外となります。

×繰り返し使用可能なごみ箱など

Q12 別添1の「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。

A 「衛生・防護用品」については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品が対象となります。

<対象外>

体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。

ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象となります。

Q13 パーテーションや机、パソコンやタブレット、自動車などの備品の購入費用は補助対象か。

A 対象外です。

備品購入費用は対象となりません。

Q14 抗原検査キットを「在庫不足が見込まれる衛生用品」として補助申請してよいか。

A できません。

抗原検査キットは自費検査の費用に該当します。そのため別添2に定める自費検査の要件を満たしたもののみが補助対象となります。

また、実際に検査を行った費用のみが補助対象となりますので、事前に購入したが未使用の検査キットについては補助対象外となります。

Q15 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。

A 支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。

ただし、領収書等の証拠書類は、施設・事業所において適切に保管し、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管して下さい。（令和9年度末(令

和10年3月末)まで)

会計検査等の際、証拠書類の原本が確認できない場合は、補助金の返還を求められる場合がありますので、不備のないよう証拠書類を保管して下さい。

Q16 人件費のうち「割増賃金・手当」などは、領収書は無いが、どのように証拠書類を整備すればよいか。

A 人件費であって、そもそも領収書をとらない経費については、賃金台帳等の証拠書類中に、支給した職員やその内容・額及び、本補助金の対象となる業務であることや、本補助金の交付申請を行った経費である旨を明確に記載又は添付しておいてください。

Q17 当事業所の補助上限額は3万5千円である。
実際に衛生用品の購入にかかった経費は1万4千円だが、補助上限額の3万5千円まで補助申請できるか。

A できません。
補助申請できるのは実際にかかった1万4千円になります。

